

播磨中津川の油争論 —中世内陸の交易と油座の崩壊過程

岩井忠彦

Dispute over the transaction of perilla-oil in Harima-Nakatsugawa
— Trade in the inland area and collapse of the oil-guild (abura-za, 油座) in
the middle age

Tadahiko IWAI

From the end of the Heian period to the Kamakura period, the trade of perilla-oil (egoma-abura 荏胡麻油) was monopolized by low-level Shinto-priests (Jinin, 神人), who belonged to Ooyamazaki-rikyuu-hachimangu shrine (大山崎離宮八幡宮). However, due to economic development in the middle age, a new class of peasants who doubled as handicraftsmen and traders emerged. They attempted to challenge the Jinin's monopoly, even in a mountain village like Nakatsugawa. This new movement broken down gradually the old economic order.

Key words : Mimasaka(Inaba) road, Nakatsugawa, oil-guild, Akamatu family
local military leaders
美作(因幡)道、中津川、油座、赤松氏、国人層

はじめに

中世中期になると荘園の生産力が向上し、それに伴って流通経済が活発化し社会機構が各分野で変革されたことは周知の事実である。このような動向は都市とその周辺部だけではなく山間や海浜の村々にも及んだと思われるが、播磨の場合は纏った史料に欠けるために未解明な部分が多い。その中で、中津川(中川、中津河)で継続的に起こった荏胡麻取引をめぐる争論については多少の史料が残されている。これについては部分的に紹介されたことはあるが、なお十分に解明されて

いるとはいえない。しかもこの争論は単に荏胡麻取引の問題にとどまらず、赤松氏の権力構造の変化、中世播磨内陸の交通や流通経済の発展、経済活動をめぐる新旧勢力の実態など、さまざまな問題を解明する手がかりでもある。これらの課題を視野に入れながら考察を試みたいと思う。

1 中津川の荏胡麻取引—争いの発端

中津川の地名は現在は失われているが、『播磨国風土記』に讃容郡の六里の一つとして中川里があり、『延喜式』兵部省諸国駅伝馬条

には古代美作駅路の中川駅がみえる。後述するように、中世の文書に中津河新宿とみえること、佐用町（旧佐用郡三日月町）新宿の集落北側にある山裾の墓地に播磨国中津河の銘がある宝篋印塔が残っていること、などから中世の中津川が現在の新宿を中心とした地域であることは間違いない。千種川の支流の志文川が刻んだ狭隘な谷底平野に立地するムラである。

中世には赤穂郡上郡町から宍粟市千種町に及ぶ千種川流域の大部分を占める九条家領佐用庄が成立していたが、中津川はそのほぼ中央の東端にあたる。この荘園は鎌倉幕府の滅亡前後から室町時代にかけての播磨の覇者であった赤松氏の本拠地である。則村（入道円心）以前の赤松氏については不明な部分が多いが、この荘園内の要地にそれぞれ有力な縁者を配置して成長したことは疑いない。荏胡麻取引をめぐる争論が始まった時期に中津川を本拠にしていたのは、後に円心の後継者となる三男の則祐である。系図類や他の荘園関係文書にしばしば中津川殿あるいは中津川律師と見えるのはそのためである。

中世中期の中津川で継続的に起こった、荏胡麻あるいは荏胡麻油に関する争論の問題に移ろう。荏胡麻（*perilla*; *Perilla frutescens* Britton var. *japonica* Hara）はシソ科シソ属、インド・中国原産の一年草で、四角形の断面をもつ茎は高さ約1m、白色の花をつけ、その小さな実は現在でも食用にされる。中世においても同様であったであろうが、より重要な利用法はこれから油を採取することであった。この荏胡麻油は主に灯明用に用いられ、古代以来その多くは神社や寺院で消費されていた。播磨でもその生産は盛んで、たとえば田原庄（現在の神崎郡福崎町域のうちの市川以東にあたる）の立券文書である保延7年（1141）6月23日付の「鳥羽院庁下文案」（九

条家文書）にも

（前略）於季貢者、以油拾捌斛壺斗壺升可令備進。但師行子孫相伝永為預所職、欲執行庄務者、使者相共立券田畠在家、打定四至勝示、可令備進季貢油（後略）とあって、その重要性を示している。

荏胡麻油の需要は中世を通じて寺社から一般民衆の間へと次第に拡大し、それに伴って最大の交易商品の一つとなった。職人歌合、たとえば『七十一番職人歌合』には、両端に木桶のついた杓を道端に下ろして休んでいる人物が描かれている。「あふらうり」とあるので、その木桶には荏胡麻油が入っているのである。また、『一遍聖絵』の淀上野付近など絵図に描かれた街道にも同様の装束をした行商人の姿が見える。いずれも荏胡麻油の交易が盛んであったことを示す史料である。

中世にあって荏胡麻の購入や荏胡麻油の販売権を独占していたのは大山崎離宮八幡宮の神人であった。離宮八幡宮は京都府乙訓郡大山崎町に鎮座し、創祀以来石清水八幡宮と密接な関係を保つとともに、神人が荏胡麻油を製して両神宮に献じることによって朝廷から油司の免許を得、諸国の油座を統括した。また、保元3年（1158）10月の「後白河上皇院宣」に田畑の所当以外の万雑公役や在家役などの一切を免除するとあることを根拠に、油の運搬にかかる津料や関料などの負担を拒否してきた。室町幕府の成立後も、たとえば明德3年（1392）に三代将軍義満により社領を定めて課役を免除されるなど、その庇護を受けている。また、各地に散在する石清水八幡宮あるいは宮寺の荘園が神人の活動を支えたであろうことは容易に推測される。

さて、大山崎離宮八幡宮神人と中津川住人との間に荏胡麻取引をめぐる係争があったことを示す史料の初見は次の「赤松円心書状」（大山崎離宮八幡宮文書）である（以下、出

所を特記しないものは大山崎離宮八幡宮文書による)。

八幡宮大山崎神人等申播磨国荏胡麻商買事、去年有其沙汰、成書下之処、不叙用之、剩処買置之荏胡麻等、為中津川方百姓権守左近二郎・左近三郎以下、被抑留云々。太以無其謂。所詮、於所抑置之商買物者返付之、至彼百姓等者、不日可被召進也。更不可有緩怠候歟。恐々謹言。

正月卅日 円心(花押)

赤松帥律師御房

年記はないが円心は貞和6年(1350)1月11日に歿しているため、正月30日の日付があるこの文書は前年の貞和5年以前のものである。建武政権崩壊後の南北朝対立や幕府側の内紛といった混乱期にあたる時期のもので、円心にも則祐にも役職名がない、私信の形であるのが特徴的である。

書状によれば、争論の発端は中津川の百姓権守左近二郎・左近三郎らが、大山崎離宮八幡宮の神人が買い置いていた荏胡麻を抑留したことにある。これに対して、彼らの行為が横妨であるとして神人たちが訴えたのである。書状に「播磨国荏胡麻商買事、去年有其沙汰、成書下之処、不叙用之」とあることをみると、播磨ではこれ以前にも荏胡麻取引をめぐる争論があったようで、この前年にも神人の主張に沿った裁定が下されていたのである。

この文書はそれ以上を語らないが、左近二郎らとて理由もなくこのような行動をしたはずがない。おそらく、神人がこれまでの慣行と前年に発給された文書を根拠にこの地域でも荏胡麻取引の独占を図り、これに参入しようとする地元の商人たちと対立したのであろう。また、中津川の住人が神人の荏胡麻を「抑留」したとする文言をそのまま読めば、現実にはともかく理屈としてはそれを消費したり

売却したのではないことになる。「所抑置之商買物者返付之」とあるのも、おそらくそれを前提にしたものであろう。この文書には「荏胡麻商買」とあるので、抑留したのは荏胡麻油ではなく、この地域で神人が集めた荏胡麻のようである。なお、東隣の船曳庄が石清水八幡宮領となったことも⁽¹⁾、神人の活動が活発化する要因と考えられる。

中津川の在地勢力が荏胡麻の生産だけでなく搾油からその取引にまで関わっていたことを示す文書は、後述のようにこれからほぼ一世紀後の文安3年(1446)の「室町幕府將軍家御教書」が初めてで、この書状の段階では左近二郎・左近三郎が荏胡麻の生産者であるのか、その流通に関する業者であるのか、搾油業者であるのか、あるいは両方に関係していた人物であるのかは明確ではない。しかし、権守と称していたり、またこれ以後の文書には中津川商人などの文言があることなどをみれば、争論の一方の主役であった彼らは中世のいわゆる名主百姓であって、現代的な意味での農民ではない。おそらく、農業の傍ら美作道を利用した流通にも関わるといえる人物で、このような在地の有力者が中津川にも育ちつつあったのである。いずれにしても、古代的な慣行を楯にする神人と、新たに生まれ発展する経済の現実を背景にした在地有力者との争いであったことに間違いはない。

2 新たな経済活動と中津川

ここで、左近二郎・左近三郎のような新しい社会的勢力が成長した中津川の歴史地理的位置を考えておこう。古代の美作駅路が建設されたのは、和銅6年(713)に備前国から分かれて美作国ができたので山陽道と美作国衙を結ぶ必要が生まれたためである。しかし山間部を通過する小路であるため、地形的に

も社会的にも維持管理が困難であったことは容易に推測され、律令国家の変質が始まると他の駅路以上に早くその機能が失われたものと思われる。因幡国司に任じられて承德3年(1099)に任地へ赴いた平時範は佐用(現在の佐用町佐用)までこの道を通ってここから因幡へと北上しているが、中川駅家を利用してはいない(九条家旧蔵『時範記』)。

しかし、この道は西播磨内陸部を貫いて東西を結ぶほとんど唯一のルートであるとともに、時範の旅のように佐用で美作駅路から北上して因幡に向かう、山陽と山陰を結ぶ因幡道としての需要も高かった。なかでも、両道が重なる佐用以東は相乗効果によって通行量が多かったものと思われる。しかも、山間地帯を通過するという地形的制約により、若干の地点を除くと古代の美作駅路をなぞる他に選択の余地がない。より重要な駅路とされる山陰道があるにもかかわらず時範がこの旧駅路を利用したのは、駅制の維持が困難になっても道そのものは失われず、それに代わる機能が生まれていたからであろう。

中世においても、『増鏡』巻16によれば元弘2年(1332)に後醍醐天皇は美作道を通って美作国衙に至り、そこから配流先の隠岐島に向かったという。また、元弘3年(1333)に隠岐島を脱出した同天皇の帰還を記した、「元弘三年六月三日権律師行春記之」の奥付がある『書写山行幸記』(『群書類従』題三輯帝王部)には

元弘三年五月廿六日、主上自伯耆国令着当国千本宿。当山衆徒夏講衆以下、為御迎参向。皆帯兵具。又同日自京都関白殿為御迎坂本御下着。東坂本和気大学宿所入御。同二十七日、主上自千本御立、於箸崎宿暫被休仙駕。今日午刻、先陣軍兵且登山、其勢如雲霞。申刻、主上自西坂御行幸也。

とある。無論この短い記録文が元弘3年に書かれたものであるという確証はないが、すでにこの頃には近郷の小宅(たつの市龍野町)などに宿ができていたことが文書によって明らかである²⁾。また、千本・箸崎はともに宿場として栄えたムラであるから、このころには宿が成立していた可能性が高い。

中津川に宿が成立していたことを示す史料は文安3年(1446)の「室町幕府將軍家御教書」が初見で、これには「中津河新宿」とある。現在の新宿はこれから中津河が省略された地名と考えられる。当然ながら宿が成立したのはこれより前のことになるが、その時期はわからない。新宿とあるところをみると以前から宿あるいはそれに近い機能を持つ施設があったとも考えられる。駅路時代の駅館を旧の宿とみなし、これに対応して生まれた地名であるかも知れない。

また、旅人の往来が頻繁な宿の近辺に市が立つことは中世においてはしばしば見られる。中津川に市が開かれたことを示す史料もまた現在のところ未見であるが、地名からその存在を推測することはできる。古代の中川駅家があったと推定される新宿に東隣する微高地上の「市ノ上(いちのうえ)」がそれである。この地名は市場を見下ろす高い場所の意であろうが、その名のとおりここからは志文川の流れとそれが開削した狭い平野部を望む高台にある。志文川の対岸の山裾にある広山のムラから東の三日月町域は石清水八幡宮領船曳庄に属するが、中世の市は二つの荘園の境界や河川敷などで開かれることが多いから、市(三斎市であろう)が市ノ上の下方で開かれていたものと思われる。播磨の市場の多くは鎌倉時代後期に生まれており、中津川で市が開かれるようになったのもこの前後と考えると大過はあるまい。宿・市の名はともかく、それに近い機能がこの地に生まれていた

ことは容易に想定されよう。

新宿から西へも新宿廃寺が立地する微高地が続いている。現在は国道179号線がその中央を貫いて北上し卯の山峠を越えて佐用町徳久に通じているが、中世の美作（因幡・出雲）道はそのまま僅かに西進して土井・徳久付近に至り、そこから上津の渡しを渡って佐用へと向かっていた。中世の中津川は市を見下ろす市ノ上から新宿、新宿廃寺へと連なる、山の南裾の微高地一帯に位置するムラであり、志文川とそれに沿うように走る美作道はその眼下にあった。流通経済の中核としての立地条件を備えていたのである。

左近二郎・左近三郎ら新しい社会勢力は、このような中津川の地理的あるいは経済的状況の中で成長したのである。また、赤松則祐がここを根拠地としたのも、このような戦略的重要性を認識していたからであろう。

3 争論の拡大

荏胡麻をめぐる争論は、しかし円心の裁定が書状の形で則祐に伝達されても終息しなかった。その背景にあったのは荏胡麻油の需要拡大である。大山崎離宮八幡宮の神人がその販売に関する特権を獲得した頃、灯明用の油の最大の消費者は神社仏閣であった。しかし中世も中期になると一般住民からもそれが求められるようになったので荏胡麻の生産地も搾油業も拡大し、それに伴う流通経路の変化や販売先の多様化などによって油座の特権排除や新規参入の動きが高まったのである。しかもこの時代になると離宮八幡宮の神威も失われ、それを背景にした八幡宮や宮寺領の荘園に対する支配力も弱まった。播磨国でも、たとえば坂越庄（赤穂市坂越）の掃部男は、離宮八幡宮の働きかけによって室町幕府が將軍御教書を発して命じても、なお神宮の頭役

の奉仕を拒否している⁽³⁾。荏胡麻輸送にかかわる津料や関料を巡ってしばしば紛争が起こるようになったのも⁽⁴⁾、古代末の院宣の権威が次第に失われるという時代の流れによるものであった。

また、円心や則祐には強制力を使用してまで大山崎離宮八幡宮神人の既得権を保護しようという意図は乏しかったのではあるまいか。当時の赤松氏の権力基盤を見よう。赤松氏の出自や初期の権力構造については議論のあるところではあるが、少なくとも鎌倉末期から南北朝時代初期におけるそれが悪党層にあったことは疑いがない。

悪党の性格についても多くの説があるが、播磨においては在地有力者や僧侶・神官、さらには地頭や荘園の代官までも含むという幅の広さを持っていた⁽⁵⁾。播磨国守護の嫡男である赤松則祐自身が、たとえば貞和5年（1349）4月10日付「学衆方評定」（東寺百合文書）に

矢野飛脚上洛。吉川孫太郎相語、中津河律師并飽間九郎以下輩、擬乱入当庄之由依有聞、処馳参也。

とあるように悪党の一人と目されていたのである。この時の「乱入当庄」という行動が悪党的であっただけではない。彼と並んで悪党と名指しされている飽間氏は坂越庄（赤穂市坂越）の地頭であるが、彼はしばしば悪党交名注文などの文書に登場する人物である。中津川の荏胡麻争論の最初の文書である「円心書状」はこの「学衆方評定」の年あるいはそれ以前のものであるから、当時は赤松氏の権力基盤の重心が左近二郎や左近三郎のような在地の有力者を含む悪党層に置かれていたことは容易に推測される。したがってその立場は、荏胡麻取引を独占し交通面での特権を持つ離宮八幡宮の神人よりは、それを打破しようとする在地の勢力に近かったはずである。

争論についての裁定や伝達が書状という法的強制力に欠ける私信の形式をとっていることや、「更不可有緩怠候歟」などの文言が使われていることをみれば、円心が在地の状況に配慮を加えていることが読み取れる。現地の則祐は円心以上だったはずで、書状が伝達されても事態が神人の思惑のとおりには進捗せず、油座の特権に対する在地勢力の抵抗が終わらなかったのは当然とってよい。

このような現実、それから半世紀余を経た応永18年（1411）にも次のような「赤松家奉行人連署奉書」が発されていることで明らかである。それには

播州荏胡麻商買事、先度就被尋下之、去五月廿五日請文并佐用中津河商人等訴状之趣令披露畢。而近年背旧例、買取巨多之由申候間、沙汰次第山崎神人方被仰之処、重申状如此。書銘封裏、遣之。所詮於荏胡麻商買者、向後可任先規旨可被相触之。次去年留置国胡麻三石余事、可返渡彼神人方之段、可被申付之由候也。仍執達如件。

応永十八年七月十九日 性祐（花押）
宗真（花押）

小河新左衛門入道殿

とあるから、今回の事件は「近年背旧例、買取巨多」と佐用中津河（中津川）の商人が訴え出たのが発端であった。「佐用中津河」は「佐用郡の中津河」ともとれるが、中津川の地名を表すには「播磨中津河」と、郡名ではなく国名を冠するのが普通であることを勘案すれば、これは佐用及び中津川両所の商人と理解するのが妥当であろう。美作道と因幡道の分岐点にあたり、郡衙が置かれていたと考えられる佐用でも、中津川同様の経済的社会的な状況が生まれていたのである⁶⁾。

また、神人の買い取り量が増加したために在地の商人が圧迫されている、という主張か

らすれば、神人が「巨多」に買い取ったのはおそらくこの地方の荏胡麻であること、そのために圧迫された商人は同時に搾油業者を兼ねていたであろうことが推測される。両所の商人たちが食用としての荏胡麻の取引を行っていただけであればその量は限定的であって、現実問題としてこの訴えのような事態は起こりはしないであろう。荏胡麻油の需要の拡大によって生産が増加し、中津川や佐用でも搾油業者や荏胡麻油を扱う商人の活動が活発になったために、神人の独占的取引に対する抵抗がさらに強くなったのである。「買取巨多」の訴えの背後には、神人が買い占めた残りの荏胡麻あるいは荏胡麻油を中津川の商人が自由に販売していたことを示している。在地商人の活動はさらに活発になるとともに、大山崎離宮八幡宮神人に対抗するために地域間の連携も密接になっていたのである。無論当時の名主百姓である彼らには武力の備えもあったので、この点でも神人にとっては大きな脅威であったはずである。

彼らの訴えに対して、神人たちは従来通りの主張を繰り返して反論した。そこで赤松守護所は、この連署奉書によって佐用・中津川商人の主張を退け、荏胡麻商買については先規の通り神人の特権であることを認めて、昨年抑留した三石余の返還すること、今後も慣例に従うべきことを命じたのである。この場合も荏胡麻を「去年留置」とあるから少なくとも表面上はこれを売却したり消費したりしたのではないので、それを前提に「返渡彼神人方」を要求したのである。とすれば、ここでも事件の背後には商売の問題だけではなく関料支払いの未済等に対する差し押さえなどが絡んでいた可能性も否定はできない。ともかく、先規を尊重したこの裁決は当時としてはごく常識的なものといってよい。

この奉書を受けて、播磨国守護代小河新左

衛門(玄助)は8月3日付で渋谷三郎宛に「連署奉書」を發して命令の履行を命じた。それが実際に中津川に伝達されたことは、8月6日付の「播磨国守護使渋谷性慶請文」に

当国荏胡麻商買事、就先度注進、去月十九日重御書下并大山崎神人方申状如此。案文封裏遣之、早任被仰下之旨、可止向後違乱之由、佐用中津河以下商人等可相触之、次去年国留置胡麻三石余事、神人方へ可返渡旨申付之。可被申左右之由候也。仍執達如件。

とあることによって明らかである。この時の両者の対立は、法律上はこれで決着したことになる。

ところがそれから3年後、今度は中津川と特定はされていないが、またも同じような事件が起こっている。応永21年(1414)の播磨守護職赤松大膳大夫入道(義則)宛「室町將軍家御教書」に

石清水八幡宮大山崎神人等申、荏胡麻商売事。自播磨備前、近年油輸送難堪之处、結句於彼両国内、被官人小川新左衛門入道押取買得荏胡麻云々。何様事哉。及神事違乱上者、早返渡神人等。向後至分国油者、不可被召上也。若又有子細者、可被注申之由、所被仰下也。仍執達如件。

応永廿一年 沙弥(細川満元花押)
赤松大膳大夫入道殿

とあるのがそれで、赤松氏の被官小川新左衛門が「押取買得」して自分たちの特権を侵した、と離宮八幡宮神人が訴えたのである。

これを受けて、幕府は彼らの荏胡麻取引や津・関料免除の特権を保護すべき旨の文書を赤松大膳大夫入道(義則)にあてて發給した。播磨備前と一括された争論の中に、中津川でのそれが含まれていたと考えるのが自然であろう。また、離宮八幡宮神人の主張として「自播磨備前、近年油輸送難堪之处」とあるとこ

ろをみると、播磨でも対立の原因は原料の荏胡麻の買い付けだけではなく油の販売権、さらには輸送にかかわる問題も大きかったことがわかる。中世中期以降は主要な道路に経済関が設置され、年貢輸送が妨げられて播磨の荘園でも領主が悩まされていたことはさまざまな史料が物語るところであるが⁷⁾、中津川を舞台にした一連の争いでもその背後に宿や市の利用あるいは関料などをめぐる神人と地元住民との対立がからんでいた可能性はさらに大きい。

在地有力者の荏胡麻油取引への参入にせよ、津料や関料支払の要求にせよ、離宮八幡宮神人にしてみれば古代末以来の慣行的特権に対する侵害である。しかし在地勢力の側からみれば、需要の増加と生産力の向上によって活発化した荏胡麻の生産や荏胡麻油の搾油、それらの取引などは経済原理によって支配されるべきである。また、道路は租税で維持される律令国家時代の駅路ではなく住民に管理されるものになっていたから、自由な取引や交通手段の管理費に対応した関料などの負担は当然の要求であった。

そのために、争論はなお続いた。翌年8月にも幕府から同じ内容の御教書が發給され、義則は再び遵行状を發している。

石清水八幡宮大山崎神人等申、播磨国荏胡麻商売違乱由事、今月十一日御教書如比、早任被仰下旨、可停止其綺之状如件
応永廿二年八月十三日

沙弥(赤松義則花押)

赤松肥前守殿

ところがこれによっても係争は終息せず、幕府からはその後も引き続き同様の御教書が發給されている。幕府の御教書、守護の遵行状でも解決しなかったのである。ということは、その命令は現地では実行されなかったのである。

それもそのはず、応永21年8月9日付の「室町將軍家御教書」で荏胡麻を押取買得したと名指されている小川新左衛門入道は、それより先の応永18年7月19日付の「赤松氏奉行人連署奉書」の宛人である小河新左衛門入道と同一人物であることに疑いはない。守護代として大山崎八幡宮神人の訴えを認め、中津川商人らにその履行や今後の違乱を禁じた現地の直接の責任者が、実は神人の荏胡麻を「押取買得」しているのである。その間僅かに3年ということを考えれば、小河（小川）新左衛門入道が「赤松奉行人連署奉書」を受け取った時にはすでに自らも神人らに対抗して荏胡麻取引を行っていたに違いないので、当初から中津川商人らの側にあったのである。彼は相生市北部の小河を本拠とする赤松氏被官と思われるが、室町幕府に直接仕えているわけではなく、赤松氏の下でおそらく悪党層から国人層へと成長した在地有力者の一人である。彼が荏胡麻商売の拡大を目論む在地勢力の権利を擁護しようとする、あるいはせざるを得なかったのは当然であろう。一見するとこれらの文書によって離宮八幡宮の神人の主張が満たされたようでありながら、その後も長期にわたって争論が決着しなかったのも、このような在地の状況を考えればむしろ当然であったといえよう。

4 赤松氏の権力基盤の変化と荏胡麻争論

ところで、南北朝の動乱が終息に向かうにしたがって赤松氏の立場は微妙に変化し、その権力基盤も変化を遂げる。まず、播磨国守護であるとともに四職の一人として室町幕府の要職に就いた赤松氏は、幕府の権力が確立するにしたがってその職責上旧規により離宮八幡宮神人を庇護するという、幕府の意向に沿った領国支配をせざるを得なくなる。南北

朝時代初期にみられた円心と則祐の間の書簡の形ではなく、幕府の御教書に沿って在地勢力の利益に反する内容の守護所奉書や遵行状を赤松氏が発するようになるのはそのためである。また、円心の後を受けて播磨と備前両国の守護となった則祐、それに加えて美作の守護も兼ねるほど権力基盤が強化された義則の時代になると、もはや在地勢力に依存する必要はなくなった。

その一方で、幕府の要人となったために京都に滞在する期間が多くなり、領国と疎遠にならざるを得なくなった赤松氏に代わって、小河新左衛門入道らは在地の実質的な支配権を確立し、国人層へと成長しつつあった。彼らには赤松氏の庇護がさほど必要ではなくなってきた。それぞれの事情から、両者が疎遠になるのは自然の成り行きである。そのために、永享元年（1429）には「播磨国土民、如旧冬京辺蜂起」し、赤松義則の後継者満祐がその鎮圧のために急遽播磨へ下向しなければならなかった（『薩戒記』同年正月29日）ほど、赤松氏と在地勢力との溝は深くなっていく。通説とは異なり、嘉吉の乱（嘉吉元年＝1441）に際して満祐に与同し滅亡した播磨の有力者は少なく、多くは山名氏支配下でもなお健在である⁸⁾。要害をもって知られた城山城が意外に簡単に落城した原因の一つはそこに求められるが、それはすでにこのあたりに胚胎していたのである。

ともかく、播磨の国人層が赤松氏に対して面従腹背の行動をとり始めた結果、幕府や守護所が離宮八幡宮神人の特権を擁護しようとしても在地を支配している小河氏らによって実現が妨げられることになった。離宮八幡宮神人の特権は、美作道（因幡道）に沿った山間の小さなムラである中津川でも、新しい在地勢力の挑戦によって揺らいでいったのである。

歴史の流れは、嘉吉の乱で赤松氏が減んで山名氏が播磨国守護になっても変わらない。嘉吉の乱から5年を経た文安3年(1446)の「室町幕府將軍家御教書」には

石清水八幡宮大山崎神人等申、播磨国佐用郡中津河新宿以下土民等、恣立置油木、就致非分商売、度々被施行之処、尚以有其沙汰云々。太招其咎歟。所詮、任先例、可被破却彼油器之由、所被仰下也。仍執達如件。

文安三年七月十九日

右京大夫(細川勝元花押)

山名右衛門督入道殿

とある。先述のように中津河新宿の地名が初めて現れる文書であるが、これには「恣立置油木、就致非分商売」「可被破却彼油器」とあって、中津川などの百姓たちは荏胡麻の栽培だけではなく搾油やそれらの商取引にかかわっていたことを明確に示している。離宮八幡宮神人の特権を楯にした圧迫にもかかわらず、在地の新しい動きは確実に拡大していたのである。

そのために、この御教書によってもなお事態は終息しなかった。この文書の宛人である播磨守護職の山名右衛門督入道(持豊)が、將軍家御教書の指示に従って康正3年(1457)9月14日付で赤穂・揖西両郡に離宮八幡宮神人の特権を保護する旨の遵行状を、さらに16日には那波浦(相生市)に同様の奉行人連署奉書を発給しているのはそのためである。支配者の交替とは無関係に、播磨では在地の勢力と離宮八幡宮神人との係争が頻発し、神人の特権は徐々にではあるが確実に失われていったのである。

また、この時期になると特定の宿や市における対立の裁定から、地方全体、さらには地域を特定しないで神人の特権を擁護する旨を記した御教書や奉書が増加する。大山崎離宮

八幡宮神人の特権に対する抵抗行動は、それぞれの宿や市、津や関で単発的に起こるだけでなく、点から面へと広がっていった。それは古代的商取引が中世社会で成長した在地勢力の挑戦を受け、楽市楽座の実施へと歴史を動かした見えない力だったのである。

5 楽市楽座への道程

西播磨で楽市楽座が実施されたことを示す史料には、竜野町(姫路市)に対する天正8年(1580)10月28日付の「羽柴秀吉禁制」(竜野町文書)がある。また、山崎町(宍粟市)に対する11月16日付の「木下勝俊新町申付状」(山崎八幡神社文書)も同様の内容を持つ。後者の場合は年次に欠けるが、木下勝俊が宍粟を領有していたのは天正15年(1584)から文禄3年(1594)までであるから、竜野町とほぼ同じころのものであろう。史料としては残されていないが16世紀末には播磨各地で楽市楽座が実施されたはずで、これによって座の特権は消滅する。

楽市楽座は織田信長の独創的な経済政策のように見えるが、その実現には長い前史があった。新宿の北の山裾にある墓地の、台石の格狭間の右に「嘉慶二年八月十九」、左に「播磨国中津河」と刻まれた宝篋印塔(嘉慶は北朝の年号、嘉慶2年=1388)は、まさに在地勢力と大山崎離宮八幡宮神人との争論が激しくなりつつある頃のもので、ここが中世の中津川であることを証明する史料でもある。層輪部分が一部破損しているものの当時の様式を今に伝えるその端正な姿は、この地域の在地勢力の活動と繁栄の歴史を今に伝えている。また、この地に鎮座する阿布良権現は、中津川で荏胡麻油の製造や取引が盛んであったこと、その担い手であった在地勢力が古代以来の大山崎離宮八幡宮神人の特権に挑

戦し、それに成功したことを示す歴史の証人といえよう。

注

- (1) この荘園が石清水八幡宮領になったことは、保元3年(1158)12月3日付「官宣旨」(石清水八幡宮文書)によって知られる。
- (2) 建長8年(1256)3月4日付「守護代夫役催促状」(広峯家文書)には「自小宅宿、至于賀古川宿夫役」云々とある。
- (3) 応永14年6月29日付「室町將軍家御教書」、同年9月4日付「室町將軍家御教書」(離宮八幡宮文書)。
- (4) 正和4年7月17日付「伊丹頼盛文書目録注文」、応永13年10月26日付「室町將軍家下知状案」(ともに離宮八幡宮文書)など。
- (5) 正和4年(1315)11月日付「南禪寺別名雜掌覚真申状并具書案」(東寺百合文書)には坂越庄地頭飽間八郎、小犬丸地頭岩間三郎、那波浦地頭海老名孫太郎などが、元亨2年(1322)9月日付「大部庄悪党交名注文案」(東大寺文書)には中条刑ア少輔所務代官などが悪党として名指しされている。
- (6) 『時範記』によれば時範主従も佐用に一泊している。
- (7) 永和元年(1375)10月26日付「学衆方評定引付」(東寺百合文書)、永和2年11月3日付「学衆方評定引付」(同)など。
- (8) たとえば高家の宇野氏、下揖保の島津氏など。